

鹿屋市特産品販売推進支援事業候補者選定委員会開催要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市特産品販売推進支援事業候補者選定委員会開催要綱（令和５年鹿屋市告示第170号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号を次のように改める。

（３）農政課長

第７条中「産業振興課」を「農政課」に改める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。